

令和元年度 壬生町みぶブランドチャレンジ支援事業 補助金交付申請募集案内

壬生町では、地域産業の振興及び地場産品の販路拡大を図るため、新商品の開発や商品の改良、販路開拓を行う事業者を支援します。

1 補助対象者

事業者	壬生町内に店舗又は事業所を有する食品製造業及び工業製品の生産、製造並びに小売業を行う個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体（任意）
-----	---

2 補助額等

区 分	補 助 率	補助限度額
新規商品開発事業	補助対象経費の1/2以内	30万円
商品改良事業		
販路拡大事業		
特許取得事業		

3 補助対象事業及び対象経費

区 分	補助対象経費	補助対象事業
新規商品開発事業	町長が認める新商品等の開発を行うために要する次に掲げる経費 （専門家謝金、旅費交通費、消耗品費、通信費、委託料、使用料、賃借料、原材料費等） 1. 市場調査に要する経費 2. 新商品の研究、開発計画及び試作に要する経費 3. 展示会や試食会に要する経費 4. デザイン設計及び商標等に要する経費 5. 容器包装の試作に要する経費 6. 原材料の購入に要する経費 （開発過程で使用する原材料費に限る。） 7. 研究開発の一部を委託する経費	みぶブランド認定を受けるための新規商品開発に要する事業
商品改良事業	みぶブランド認証商品の魅力を高めるための商品改良に要する次に掲げる経費 （専門家謝金、旅費交通費、消耗品費、通信費、委託料、使用料、賃借料、原材料費等） 1. 市場調査に要する経費 2. 商品改良の研究及び試作に要する経費 3. 展示会や試食会に要する経費 4. デザイン設計等に要する経費 5. 容器包装の試作等に要する経費 6. 原材料の購入に要する経費 7. 研究開発の一部を委託する経費	認定済みのみぶブランド商品を改良する事業
販路拡大事業	販路拡大を図るため、物産展、見本市等の出展に要する次に掲げる経費 （専門家謝金、旅費交通費、消耗品費、通信費、委託料、使用料、賃借料） 1. 販売員の交通費及び宿泊に要する経費 2. 出展（屋外含む。）小間借上げに要する経費 ※売上代金に応じて発生する費用については対象外とする。 3. 出展小間装飾に要する経費 4. 出展に伴う電気器具、ガス器具、水道設備の借上げ及び設備工事に要する経費 5. 出展に伴う光熱水費 6. 商品の運搬に要する経費 7. 事業の一部を委託する経費 ※会場設営委託、ガス設備設営委託等	みぶブランド商品の販路拡大のための、町内外で開催される物産展等への出展事業
特許取得事業	特許、商標等の取得に要する経費 1. 申請に要する経費 2. 審査に要する経費 3. 登録に要する経費	認定済みのみぶブランド商品のの特許、商標等の取得をする事業

4 募集期間 令和2年2月28日(金)まで

5 応募方法 所定の申請書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて商工観光課に提出してください。（詳しくは、公式ウェブサイトをご確認ください。）

6 審 査 申請受付終了後、みぶブランド推進協議会において審査を実施し、審査結果に基づき補助対象者を決定させていただきます。

7 注意事項

- 補助を受けるためには、事業に着手する前に補助金申請を行う必要があります。補助金の交付決定前に支払った費用は、補助金の対象となりません。
- 補助金の申請期間は2月28日までです。期限を過ぎた場合受付できません。
- 補助対象事業は令和2年3月31日までに完了し、実績報告が可能なものに限りです。過ぎた場合は補助金が交付されません。